

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第50号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後		改正前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
略		略	
浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎	浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎
略		浜の上第2団地	西伯郡大山町田中
略		略	
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名 称	管理を行わせる者	名 称	管理を行わせる者
略		略	
庄内団地 浜の上第1団地	大山町	庄内団地 浜の上第1団地	大山町
略		の上第2団地	
略		略	

附 則

この条例は、平成22年11月1日から施行する。